

11節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)

7. 11. 1 一般事項

この節は、屋内のコンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等で既存塗膜が合成樹脂エマルジョン模様塗料の塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

7. 11. 2 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り

- (1) コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗りは、表7. 11. 1により、種別は特記による。特記がなければB種とする。
- (2) 下地調整がRB種の場合は、種別は、表7. 11. 1のA種とし、工程1及び2は、既存塗膜除去部分のみに行い、既存部分との模様合わせを行う。

表7. 11. 1 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り

工 程		種別			塗料その他			商 品 名	塗付け 量 (kg/m ²)
		A 種	B 種 ※2	C 種	規格番号	規格名称	種類		
下地調整		○		—	7. 2. 5、7. 2. 6又は7. 2. 7による。(注) 3				
		—	—	○	表7.2.4、表7.2.5又は表7.2.7によるRC種				
1	下塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン シーラー	—	—	0.07
2	中塗り	○	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1 種	—	0.10
3	上塗り	○	○	—	JIS K 5658	合成樹脂エマルジョン 模様塗料	2 種	—	0.60
4	仕上げ 塗り	○	—	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1 種	—	0.14

- (注) 1. 新規に塗る場合は、A種又はB種とする。
 2. 押出成形セメント板面の下地調整は、表7. 2. 6によるRB種又はRC種とする。
 3. コンクリート面の下地調整は、表7. 2. 5による。